

「平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金」に関する緊急要望

平成 30 年 7 月豪雨により、直接被災した観光地はもとより、被災しなかつた観光地においても宿泊キャンセルが相次ぐなど、観光関連産業に非常に大きな影響を及ぼしております。

これを受け、政府では当該豪雨に際して災害救助法が適用された 11 府県を対象に、風評被害を防止し、観光需要の早期回復を図ることを目的とした新たな補助制度を創設されました。今もなお、被災地域に根強く残る風評を払しょくし、観光地に賑わいを取り戻すべく、政府を挙げて迅速に対応していただいたことに感謝申し上げます。

しかしながら、当該補助制度は条件の一部が厳しいものや、実効性に乏しいものが見受けられ、制度の目的の達成に支障を来すおそれがあります。

このため、真に実効性のある事業を進め、被災 11 府県への旅行需要を喚起するため、下記の内容を踏まえた制度の見直しを要請します。

記

1 制度の拡充

旅行需要を喚起するためには、被害に対する予算規模としては程遠く、対象期間も目的達成のためには十分でないことから、下記の点を踏まえた第 2 弹、第 3 弹の対策を行うこと。

(1) 予算規模の拡充

確実に風評を払しょくし、旅行需要の喚起を確固たるものにするため、十分に効果の上がる予算規模に拡充すること。

(2) 対象期間の延長

対象期間は当初想定のシルバーウィークから年内まで拡充されたものの、被災地の復旧に相当の時間を要することから、観光客の本格回復に向け、年度末、さらには、翌年度の春の行楽シーズンやゴールデンウィークまでを見据え、期間を延長すること。

2 交付要件の緩和

国内における観光旅行の平均宿泊数が 2 泊未満であることに加え、2 県に及ぶ旅行商品は少ないとの旅行会社の声を踏まえると、「被災した 2 府県以上の連泊」の要件を年内までの短期間で適用しても、当該補助制度の効果が極めて限定的となることが懸念され、更には被災府県と隣接していない府県にとっては活用がほとんど見込めない。このことから、観光需要の早期回復を図るためにも、「1 府県での宿泊」を交付対象とするよう、早急に要件を緩和すること。

平成30年8月28日

全国知事会	会長	上田	清司
岐阜県	知事	古田	肇
京都府	知事	西脇	隆俊
兵庫県	知事	井戸	敏三
鳥取県	知事	平井	伸治
島根県	知事	溝口	善兵衛
岡山県	知事	伊原木	隆太
広島県	知事	湯崎	英彦
山口県	知事	村岡	嗣政
愛媛県	知事	中村	時広
高知県	知事	尾崎	正直
福岡県	知事	小川	洋